

諮問事項

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案の概要

1 改正理由

国民健康保険税の税率等を見直すため必要があるからである。

2 主な改正内容

- (1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等を次のように改める。(第3条第1項、第5条から第6条まで、第7条の2、第8条から第9条の3関係)

区分		改正後	改正前
		令和2年度分以降	平成31年度分まで
基礎課税額	所得割額	6.03%	5.85%
	均等割額	25,900円	25,500円
	平等割額	22,500円	23,400円
後期高齢者支援金等課税額	所得割額	1.79%	1.64%
	均等割額	7,500円	7,000円
	平等割額	[6,600円]	6,600円
介護納付金課税額	所得割額	1.50%	1.34%
	均等割額	8,200円	7,600円
	平等割額	4,800円	4,700円

[]は改正なし。

- (2) 低所得世帯に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。(第23条関係)

区分		改正後	改正前
		令和2年度分以降	平成31年度分まで
基礎課税額	7割軽減	18,130円	17,850円
	5割軽減	12,950円	12,750円
	2割軽減	5,180円	5,100円
後期高齢者支援金等課税額	7割軽減	5,250円	4,900円
	5割軽減	3,750円	3,500円
	2割軽減	1,500円	1,400円
介護納付金課税額	7割軽減	5,740円	5,320円
	5割軽減	4,100円	3,800円
	2割軽減	1,640円	1,520円

資料 2

- (3) 低所得世帯に係る世帯別平等割額の減額について次のように改めること。(第23条関係)

区分			改正後	改正前
			令和2年度分以降	平成31年度分まで
基礎課税額	7割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	15,750円	16,380円
		特定世帯	7,875円	8,190円
		特定継続世帯	11,813円	12,285円
	5割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	11,250円	11,700円
		特定世帯	5,625円	5,850円
		特定継続世帯	8,438円	8,775円
	2割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,500円	4,680円
		特定世帯	2,250円	2,340円
		特定継続世帯	3,375円	3,510円
後期高齢者支援金等課税額	7割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	[4,620円]	4,620円
		特定世帯	[2,310円]	2,310円
		特定継続世帯	[3,465円]	3,465円
	5割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	[3,300円]	3,300円
		特定世帯	[1,650円]	1,650円
		特定継続世帯	[2,475円]	2,475円
	2割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	[1,320円]	1,320円
		特定世帯	[660円]	660円
		特定継続世帯	[990円]	990円
介護納付金課税額	7割軽減		3,360円	3,290円
	5割軽減		2,400円	2,350円
	2割軽減		960円	940円

[]は改正なし。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。